

剪定枝・刈草の 個人持ち込みのご案内

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設では、家庭から出る剪定枝・刈草を受入れています。予約は不要です。燃えるごみ減量のために、枝・草の自己搬入にご協力ください。

- 日時／毎週月～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時～正午、午後1時～4時
- 場所／東埼玉資源環境組合 堆肥化施設
越谷市増林3-2-1
- 受入形態／長さ1m以内、太さ15cm以内
（枝と草は分け、根の部分は取り除く）
- 持ち込めないもの／シュロ、竹、笹など繊維質の強いもの、その他異物（針金、ビニール等）



住民ほけん課のお知らせ

簡易申告書の送付について

国民健康保険税は前年中の所得等を基礎に算定しており、扶養されている方（学生や収入のない方）等の町県民税の申告義務のない方も、国民健康保険税の算定のための申告が必要になる場合があります。

また、国民健康保険税には、扶養されている方が申告し、世帯の合計所得が一定基準以下の場合には、税額を軽減する制度があります。

このため、所得等を確認させていただく必要がある方には、6月上旬に「平成21年度町県民税・国民健康保険税等申告書（簡易申告書）」を送付しますので申告いただきますようお願いいたします。

≪税額軽減の基準額と軽減額≫

世帯主及び加入者の 所得の合計	医療分		後期高齢者 支援金等分	介護分
	均等割	平等割	均等割	均等割
33万円以下の場合	1人あたり年額 7,680円の軽減	1世帯あたり年額 11,800円の軽減	1人あたり年額 3,840円の軽減	1人あたり年額 7,200円の軽減
33万円+(24.5万円× 世帯主を除く加入者 数)以下の場合	1人あたり年額 5,120円の軽減	1世帯あたり年額 7,920円の軽減	1人あたり年額 2,560円の軽減	1人あたり年額 4,800円の軽減

※ また、後期高齢者医療保険料・介護保険料についても簡易申告書が送付される場合があります。